

第2章 インターネット資源管理の体制

第2章 インターネット資源管理の体制

2.1 ドメイン名の管理体制

2.1.1 ICANN/IANA

ドメイン名の管理体制における ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)の関わりは IP アドレスやプロトコルポート番号といった他の分野に比べ、比較的大きいといえる。

これは ICANN の設立経緯とも深く関わっており、ICANN が設立される以前は IANA (Internet Assigned Numbers Authority) がインターネット資源管理の責任を担っていたわけだが、1990 年代後半になると、

- .com ドメイン名の登録数の爆発的増加に象徴的に見られるようにインターネットが社会へ急速に浸透したこと
- 当時 NSF からの委託を受けて.com ドメイン等の管理を行っていた NSI に対し、独占だとの批判が高まったこと
- gTLD をもっと増やすべきだとの意見が強まったこと
- サイバースクワッシングへの対策が強く求められていたこと

などの複合的な要因から、今後、インターネット資源の世界規模での調整をどのように行えばよいか問題として取り上げられるようになり、それらの問題を解決するために世界中で議論が行われた結果、最終的にアメリカ政府から発表されたホワイトペーパーにより ICANN の設立へと繋がることとなった。現在、IANA は ICANN の機能のひとつとして存在しており、そう言う意味では「ICANN = IANA」と言えなくもないが、厳密に言えば ICANN の業務と IANA の業務は区別されるべきものである。

このような経緯で ICANN が設立されたわけであるが、当時問題とされたことの多くがドメイン名と関連しており、それらの問題に対処するために設立された組織である ICANN が、ドメイン名とより深く関わりを持つことはある意味当然と言える。

次に実際に ICANN がドメイン名の分野において果たす役割であるが、まずは上記の「gTLD をもっと増やすべき」という問題への対応として行われた、新 gTLD の承認作業が挙げられる。ICANN が設立されて以降、それまで7つだった gTLD は現在では18となり、さらに現在も新たな gTLD について承認の可否が検討中である。

またこれによって新設された gTLD をはじめ、各 gTLD のレジストリはレジストリ業務を行うにあたって ICANN と契約を結ぶことが必要とされており、VeriSign,Inc をはじめとした各 gTLD レジストリは ICANN と契約を結んでいる。これらの契約は無期限ではなく、昨年.net のレジストリ業務において ICANN と VeriSign,Inc の間の契約が更新されたように、一定期間毎に見直しが行われることになっている。

一方、ccTLD については全てのレジストリが ICANN と契約を結んでいるわけではない。歴史的な経緯などから、ccTLD の管理権限は ICANN 設立以前に IANA から個人に委任されていることも多く、お互いの権利と責務を明確にするためにも ICANN と ccTLD 管理者の間で契約締結を進めようという動きはあるものの、現時点では日本などいくつかの ccTLD が契約を結ぶに留まっている。

レジストリの監督以外に ICANN が果たす責務としては、レジストラの管理も挙げられる。ドメイン名市場の独占に対する対応として、ICANN は gTLD の管理にレジストリ-レジストラモデルと呼ばれる仕組みを導入した。これはドメイン名の登録はレジストリではなくレジストラと呼ばれる業者が行い、そのレジストラ同士に自由に競争を行わせることにより、ユーザが価格やサービス面でのメリットを享受できるようにしようという仕組みである。

gTLD の登録業務を行おうとするレジストラは、レジストリのみならず ICANN とも契約をする必要があり、ICANN が定めた様々な規則やポリシーを遵守することが求められる。これは競争環境の導入を行いつつも、ユーザが不利益を被るような不正等がレジストラによって行われないようにするためである。

また、ICANN は gTLD に関する各種ポリシーの策定にも関わっている。

たとえば、登録者やレジストラによるミス、または不正行為(ドメイン名ハイジャッキング等)などの理由で、ドメイン名が登録者の意図によらず削除されてしまった場合に、登録者を救済する目的で導入された Redemption Grace Period; RGP(削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」)や、登録者が自由にレジストラ間でドメイン名を移転できるレジストラ変更のポリシーなどが例として挙げられる。

2.1.2 レジストリ

レジストリとは、ドメイン名の登録管理機関であり、主な役割は各 TLD における登録ドメイン名のデータベースを管理することである。

ドメイン名は世界中で一意であることが求められることから、そのデータベースは一元管理される必要があり、よってレジストリは自然独占の性質を持っている。したがって、レジストリは1つのトップレベルドメインにつき1つしか存在しない。

レジストリには、大きくわけて gTLD レジストリと ccTLD レジストリがあり、その大きな違いは ICANN との関わり方の違いである。gTLD レジストリは ICANN との契約が必須であり、レジストリとして業務を行うには ICANN の承認が必要であるが、ccTLD レジストリの多くは、ICANN 設立前に IANA から直接管理権限の委任を受けているなどの歴史的経緯から、ICANN とは直接契約関係には無いレジストリが大半である。

これは ICANN の資金的な問題にも影響を与えており(gTLD は ICANN に対してドメインあたり一定の料金を支払うことが規定されている) また ccTLD 管理責任の所在が曖昧であるということとも併せて、ICANN と ccTLD との間で契約を締結することを ICANN は積極的に進めている。

ただ、ccTLD 管理者の中には、ICANN との契約に否定的な考え方の者も多く、また ICANN が契約にあたって当該国の政府当局のエンドース(承認)を求めていることから、そのことによる政治的ハードルの高さとも相まって契約締結は遅々として進んでいないのが現状である。現時点においては、ICANN と ccTLD スポンサー契約と呼ばれる正式な契約を結んでいるのは、日本をはじめとした数カ国だけである。

これに対して ICANN は、厳格な契約だけでなく、ICANN と ccTLD 管理者の間で覚書を結ぶことによって一定の関係を構築できるようにやや方針転換を行った。これによって若干 ICANN と覚書を結ぶ ccTLD は増えたものの、現時点においても大半の ccTLD と ICANN の間には何の契約関係も無い状態に留まっている。

2.1.3 レジストラ

レジストラとは、ICANN 設立後に導入された「レジストリ-レジストラ」モデルの導入によって新しくできた組織で、gTLD レジストリと登録者の間に立ち、登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する組織である。

る。

レジストラはレジストリと違い、1つのgTLDに複数存在し、また複数のgTLDを扱うことが出来る。レジストラは価格面やサービス面で自由に競争を行い、ドメイン名の登録がNSIの独占状態であった時とは違い、登録者はそれらの価格やサービスを見比べて自由にレジストラを選ぶことが可能である。

ただし、過度な競争や不正な手段により登録者が不利益を被ることが無いように、レジストラはICANNと契約を結ぶことが義務付けられており、権利と責務が明確に定められている。また、ICANNが定める共通ポリシーにも従うことが求められており、ICANN認定レジストラを利用する限りは、登録者はどのレジストラを使っているにしても共通のポリシーの適用を受けることが出来る。

また、競争を促進する手段として、レジストラ移管というポリシーがある。

これは登録者がよりレジストラを選びやすくして、レジストラ間の競争を高めるための仕組みで、登録者は移管先のレジストラに申請するだけで、移管元のレジストラの許可などは必要無しにレジストラを移管することが出来る。登録者から移管したいという意思を伝えられた移管元レジストラは移管を拒否することが出来ない。この仕組みによって、登録者は価格やサービス面に優れたレジストラにより容易に移管することができ、また移管元レジストラは登録者を不当な手段で引き留めることが出来ない仕組みになっている。

さらにレジストラの下にリセラというものも存在する。

こちらはICANNとの契約関係は特になく、レジストラとのみ契約し、レジストラの下請けのような感じで登録受付を行っている。リセラはレジストラと違って、ICANNが定めるポリシーに従う必要はなく、またレジストラと違い、直接レジストリのデータベースにアクセスする権限も無い。ユーザから登録などの申請は受け付けるものの、実際の処理は自分が傘下に入っているレジストラにデータベース変更などの処理は任せることになる。

2.2 IP アドレスの管理体制

IPアドレスの分配は階層的に行われている。管理階層の最上位となっているのが ICANN(Internet Corporation of Assigned Names and Numbers)/IANA (Internet Assigned Numbers Authority)であり、IPv4 では/8 (いわゆるクラスA) 単位での管理を行っている⁹⁵。IPv6 では全空間のうち、2000::/3 の空間をIANAが管理⁹⁶しており、ここから次階層にアドレスが割り振られる⁹⁷こととなる。

IPv6 では現在のところ次階層へは/23 単位での分配となっているが、これを大きくする提案が現在 ICANN/IANA で審議されており、これが認められれば分配単位が/12 と格段に大きくなる。

ICANN/IANA の次の階層がアドレス管理において実質的に支配的な役割を果たす5つの地域インターネットレジストリ (RIR: Regional Internet Registry) と、一部地域の RIR 配下に存在する国別インターネットレジストリ (NIR: National Internet Registry) である。RIR は ICANN/IANA からある程度大きなアドレスブロックの割り振を受け、それをさらに下位の階層へ再分配する。NIR は RIR の配下となるので、RIR から割り振を受けることとなる。

RIR や NIR から IP アドレスの分配を受ける ISP をローカルインターネットレジストリ (LIR: Local Internet Registry) といい、この LIR がユーザに対して IP アドレスの分配を行うこととなる。

2.2.1 ICANN/IANA

前項で述べたように、IP アドレス管理階層の最上位となっているのが ICANN(Internet Corporation of Assigned Names and Numbers) / IANA (Internet Assigned Numbers Authority) である。

ICANN/IANA は、RIR の需要に応じたアドレスの分配を RIR に対して行っており、現在では RIR 以外の組織にアドレスの分配を行うことはない。分配は RIR の申請ベースで行われ、事前に決められた公開ポリシーに従って IANA により RIR の需要の精査がなされる。需要が認められれば、それに応じてアドレスの分配が行われる。分配は前項に述べた通り、IPv4 で/8 単位、IPv6 で/23 単位である。(2006年1月末現在)

⁹⁵ <http://www.iana.org/assignments/ipv4-address-space> で割り振り先が公開されている。

⁹⁶ <http://www.iana.org/assignments/ipv6-address-space>

⁹⁷ <http://www.iana.org/assignments/ipv6-unicast-address-assignments> で割り振り先が公開されている。

2.2.2 地域インターネットレジストリ (RIR)

ICANN(Internet Corporation of Assigned Names and Numbers) / IANA (Internet Assigned Numbers Authority) の次階層に位置し、実際の IP アドレス管理に支配的な役割を果たすのが地域インターネットレジストリ (RIR) である。RIR は、それぞれ特定の管轄地域を持ち、その域内の IP アドレス、AS 番号の管理を行っている。

RIR はさらに次階層に位置するインターネットレジストリに対して、申請ベースで IP アドレスの分配を行う。RIR は事前に決められた公開ポリシーに従って申請元の需要を精査し、それが認められれば、需要に応じたアドレスの分配を行う。分配の最小単位は、IPv4 では /22 もしくは /21 (地域によって異なる)、IPv6 では /32 である。

RIR が直接エンドユーザにアドレスを分配するケースもあるが、あくまで特定の条件に当てはまる場合にのみ行われる。そういう意味では例外と言えよう。

2006 年 1 月末現在、世界には以下の 5 つの RIR が存在する。それぞれの名称とオフィス所在地、管轄地域を以下の表に示す。

(表 18 : RIR と管轄地域)

名称	オフィス所在国	管轄地域
AfriNIC (African Network Information Centre)	モーリシャス	アフリカ地域
APNIC (Asia Pacific Network Information Centre)	オーストラリア	アジア太平洋地域 (日本を含む)
ARIN (American Registry for Internet Numbers)	米国	北米地域
LACNIC (The Latin American and Caribbean IP address Regional Registry)	ウルグアイ	中南米・カリブ海地域
RIPE NCC (Reseaux IP Europeens Network Coordination Centre)	オランダ	欧州地域

2.2.3 国別インターネットレジストリ（NIR）

RIR の配下で、特定の国内の IP アドレス、AS 番号の管理を行っているのが国別インターネットレジストリ(NIR)である。NIR は APNIC 地域内において特に数が多いが、LACNIC 地域内にも一部 NIR が存在する国がある。NIR は域内の文化的・言語的差異という特殊事情の収容を意図した仕組みである。そもそもインターネットは国境の意識が希薄で、国毎の管理の必要性を疑う声も一部にはあったが、最近ではインターネット管理ルールの各国の法制度への適合性などにも注目が集まっているところから、NIR の存在感がさらに高まってくるものと考えられる。

当初 APNIC 配下の NIR はそれぞれ APNIC からまとまった IP アドレスの割り振りを受け、その割り振りから NIR 配下の LIR に割り振りを行っていた。しかしこの方式だとアドレスの分割損が発生する等の事情から、2003 年から徐々に APNIC との共有プール（在庫）方式に移行してきている。これは、NIR は自身のアドレスプールを持たず、LIR からの申請毎に APNIC と共有しているアドレスプールから割り振りを行うという方式である。これによって NIR 内でのアドレスの死蔵空間が無くなるという効果をもたらした。

日本国内での IP アドレス、AS 番号管理を行っている非営利法人の社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）は、ここでいう NIR にあたる。なお、日本においては必ず JPNIC から IP アドレス、AS 番号の割り当てを受けなければならないというわけではなく、APNIC から直接割り当てを受けることも可能となっている。

以下の表に APNIC 地域における NIR を示す。

（表 19：APNIC 地域における NIR）

NIR 名	管轄 RIR	管轄国
JPNIC	APNIC	日本
KRNIC of NIDA	APNIC	韓国
CNNIC	APNIC	中国
TWNIC	APNIC	台湾
VNNIC	APNIC	ベトナム
IDNIC	APNIC	インドネシア

2.2.4 ローカルインターネットレジストリ (LIR)

RIR や NIR から IP アドレスの分配を受ける ISP を、ローカルインターネットレジストリ (LIR) と呼ぶ。LIR は実際にエンドユーザへの IP アドレスの割り当てを行うという点で、IP アドレス管理構造の一翼を担うこととなる。これまでに見てきた ICANN/IANA、RIR/NIR、LIR という構造が、IP アドレス管理の全体構造である。

RIR/NIR から IP アドレスの割り振りを受ける ISP (LIR) も、番号管理の一翼を担うことになる。つまり、実際にエンドユーザの IP アドレスの需要を把握し、割り当てを行う作業は、ICANN や RIR/NIR などの番号管理組織ではなく、実際にエンドユーザへサービスを提供している事業者が行っているのである。従って ISP (LIR) も IP アドレスの管理を行っていると言えるし、また、ISP (LIR) 無しでは IP アドレスの管理は成り立たないと言っても過言ではない。(希望するエンドユーザは、ある一定の条件を満たすことを条件に RIR/NIR から直接 IP アドレスの分配を受ける事ができる例外はあるが、基本は LIR からの分配である。)

この分散管理構造は、インターネットの管理の本質を端的に表していると言える。

2.3 AS 番号の管理体制

AS 番号の分配も階層的に行われていることは IP アドレスと変わりがないが、AS 番号の場合大企業など必ずしも LIR でなくとも必要なケースがあることや、AS 番号を必要とする組織は他 LIR から独立した自律ネットワークであるなどの性質から、上位 LIR からの割り当てという方式に馴染まない。故に AS 番号の場合、必要とする組織が RIR/NIR に直接申請を行うという形式が一般的である。

RIR/NIR は申請組織が事前に決められた公開ポリシーに明記されている割り当て条件に合致しているかを判断し、合致していれば AS 番号の割り当てを申請組織に対して行う。

2.4 ルートサーバの管理体制

ルートサーバの管理については、物理的なルートサーバの管理と、そのルートサーバが持つルートゾーンファイルの管理の 2 つを区別して考える必要がある。

まず、ルートサーバの管理者についてだが、13 のサーバの管理者は政府系組織から大学機関、民間組織まで様々な組織のメンバーから構成されている。具体的には A サーバおよび J

サーバが VeriSign,Inc、Bサーバが南カリフォルニア大学、Cサーバが Cogent Communications、Dサーバがメリーランド大学、Eサーバがアメリカ航空宇宙局、FサーバがISC、Gサーバがアメリカ国防総省、Hサーバがアメリカ陸軍、IサーバがAutonomica、KサーバがRIPE NCC、LサーバがICANN、Mサーバが日本の WIDE Project の管理となっている。このように、ルートサーバの地理的配置はアメリカ国内に偏っている。

これは、歴史的にインターネットがアメリカを中心に発展してきたことと無縁ではないが、それと同時に DNS のプロトコル上の技術的制限も大きく影響している。DNS のプロトコル上、ルートサーバの IP アドレスは 13 を超えて設定することが出来ず、そのため新しくアメリカ以外にルートサーバを設置したくても出来なかったのである。

このような状況は、近年 IP Anycast と呼ばれる技術の導入により解消されつつある。

IP Anycast では、同一のサービスを提供する複数のサーバに同一の IP アドレスを割り当てることが可能であり、この技術の導入によって 13 という IP アドレスの制限を超えて、ルートサーバの設置が可能となった。

13 あるルートサーバの中では、Fサーバ、Iサーバ、Kサーバがこのような動きに積極的な姿勢を見せており、それぞれ 10 を超えるサーバのミラーを世界中に設置している。

従来、日本には Mサーバが東京に設置されていたが、それに加え Fサーバが大阪に、Iサーバと Jサーバ、Kサーバが東京に新たに設置された。一方、従来は日本にのみ設置された Mサーバについては、現在は韓国とフランスにミラーが設置されている。

このようにインターネットの重要な基盤であるルートサーバを運用し、またより安定的なサービス提供のために日々作業を行っているルートサーバの管理者だが、彼らは ICANN や商務省と何らかの契約を結んだ上でこれらの作業を行っているのではない。彼らはあくまでボランティアベースでルートサーバの運用を行っており、そういう意味ではインターネットの根幹部分はボランティアの善意により支えられていると言ってもよい。

もちろん、インターネットに関わる多くの人々はこのようなボランティアによる運営に敬意を払っているが、一方、ICANN などとルートサーバオペレータの間に法的な契約関係が無いこと、それによりルートサーバオペレータがそのルートサーバの運用を行う上で誰に対して責任を負っているのか不明確なことなどを取り上げて問題視する意見も最近多くなってきている。

それに対しルートサーバオペレータ側は、ICANN が設立される遙か以前から自分たちがルートサーバの運用を行ってきたことや、13 のオペレータそれぞれの利害が異なること、契

約関係を構築するよりもコミュニティに対して継続的安定的にルートサーバ運用サービスを提供することの方がより重要との立場を取っている。

しかし、契約によって権限と責務を明確化することが必要ないと考えてはおらず、契約締結の必要性については否定していない。現在は、契約締結に向けて、まずはルートサーバオペレータの間でのコンセンサスを形成するためのプロセスを行っている最中である。

一方、物理的なサーバとは違い、それらのサーバの上で管理されるルートゾーンファイルについては管理責任およびその変更のためのプロセスはもう少し明確なものとなっている。

Aサーバ(a.root-servers.net)からMサーバ(m.root-servers.net)まで13あるルートサーバの中で、Aサーバがルートゾーンファイルのマスターを持っている。他のルートサーバが持つデータは、このAサーバのミラーである。そして、Aサーバを管理しているのはVeriSign,Incであるが、VeriSign,Incはサーバの管理を行っているだけであり、ルートゾーンファイルの管理権限を持っているわけではない。

ルートゾーンファイルの管理権限を持っているのはアメリカ合衆国商務省であり、ルートゾーンファイルの変更の必要が生じた場合(新しいTLDが出来るなど)、ICANNが商務省に対して変更のための勧告を行い、それを商務省が承認することによりルートゾーンファイルの変更が初めて認められる。そして、VeriSign,Incがこの商務省の承認の元で実際のルートゾーンファイル変更作業を行うことになる。

したがって、最終的にはアメリカ商務省が承認を行わない限りはルートゾーンファイルの変更は行えず、VeriSign,Incを初めとしたルートサーバオペレータや、ICANNが勝手にルートゾーンファイルに変更を加えることは出来ない仕組みとなっている。

しかし、ルートサーバオペレータの誰かが、商務省の承認を受けずに勝手にルートゾーンファイルに変更を加えることが起こりえないとは言えない。しかしながら、そのような場合においても、ルートサーバは13あるため、他のルートサーバオペレータがそのような行為を受け入れることはなく、不正な変更を行ったルートゾーンファイルを受け入れなければインターネット全体に影響を与えることは無いと考えられる。

ただ、インターネットの管理において根幹な部分のひとつであるルートゾーンファイルの変更に対して、(形式的とはいえ)アメリカ合衆国商務省という一国の政府組織の承認が必要であることについては、批判も根強い。これまで商務省が恣意的にルートゾーンファイルの変更を不承認とした事例はないが、アメリカに対して批判的な立場を取る国などから

は、「いざというときにはアメリカ政府がこの権限を利用してインターネットの管理に乗り出すのではないか」という懸念の声が上がっている。

この話題に関連する動きとして、これまでアメリカ政府はルートゾーンファイルの管理権限を将来的にはICANNに委譲する姿勢を見せていたが、2005年の6月に「アメリカ政府が果たしてきた歴史的に重要な役割を今後も果たす」という表現で、ルートゾーンファイルの管理権限委譲についてこれまでと異なる方針を発表した⁹⁸。

ルートゾーンファイルの変更を承認する権限をアメリカ政府が持つということは、理論的にはその権限を利用して新たなTLDや国コードの追加などに対して影響力を発揮することは可能であるが、実際にはアメリカ政府が手続上の問題に対して直接影響力を行使したり、手続自体の変更を行ったりすることは考えにくい。しかしながら、アメリカ政府のこの発表に対しては、アメリカ政府に懐疑的な見方をする国々からは不満の声が上がっているのも事実である。

2.5 インターネット資源管理の体制に関する議論の動向

前項までで説明した現行のインターネット資源管理体制について、2003年12月にジュネーブで開催された世界情報社会サミット(W SIS)を契機にその是非が議論となった。これがいわゆるインターネットガバナンスに関する議論である。インターネットガバナンスという言葉には本来様々な問題が包含され、電子商取引の規制、プライバシーの保護政策、スパム対策や多言語対応など課題は多岐にわたる。しかし、W SISにおいて参加国の間で最も先鋭化した問題は、ドメイン名やIPアドレスなどのインターネットの論理資源に関する管理のあり方であり、さらに直接的に言うならばICANNのあり方であった。

ジュネーブ会合での結論は、この問題に関して国連事務総長配下のワーキンググループ(WGIG)を組織して議論、検討を行い、必要であれば何らかの提案を行うというものであった。WGIGは2004年11月に組織され活動を開始し議論や検討を行った後、インターネット資源管理を含むインターネットガバナンスの現状と問題点をまとめた文書を発表し、2005年7月に最終報告書を国連事務総長宛に上程した。この最終報告書をベースに2005年11月のW SIS チュニス会合前の準備会合、さらには本会合で議論が重ねられ、ついに最終合意に達し一つの節目を迎えた。

ここでは、インターネット資源管理の体制に関する議論の動向として、主に2005年4月以降の動きを見ていく。

⁹⁸ 「現状の説明を行っただけである」という解釈も一部ではなされている。

2.5.1 世界情報社会サミットでの議論の動向

- WGIG 第3回会合（2005年4月18日～4月20日）

2005年4月18日から20日にかけてWGIGの第3回会合が開催された。これに先立ち、インターネットガバナンスの現状に関する分析書⁹⁹が公開され、コメントが募集された。ドメイン名とIPアドレスに関してはそれまでの議論を経てほぼ正しい内容に収斂してきたが、それでもなお細部に不明確な部分もあり、日本のインターネットガバナンス・タスクフォース（IGTF）を始めいくつかの団体がコメントを行った。このうちいくつかを以下の通り紹介する。

- IPアドレスの管理について

分析書では「RIRのメンバーのみがIPアドレスの管理ポリシーに影響力を持つ」とあるが、実際には参加資格は設けておらず、オープンに議論が行われている。

- ルートサーバ

分析書では「ルートサーバには13台までという制限が課されており、これを撤廃しようという努力が見られない」とされているが、実際にはIPエニキャスト技術によってこの13という制限を撤廃する必要性が事実上無く、適切な表現ではない。

- WGIGによるアンケート募集（2005年5月）

その後WGIGは2005年6月に行われることになる第4回会合の前に、インターネットガバナンスに関して新たに何か取り組む必要はあるか、新しい組織は必要か、などのアンケートを行った。この結果をもとにWGIGは最終報告書をまとめると考えられた。これにもIGTFを始めインターネット関連団体が回答を寄せている。回答の中には、「全ての問題に対処するフォーラムを問題が生じる前から設置しておくのはコスト上問題があるのではないか」と指摘した団体（IGTF）がある一方で、新たなフォーラム設立には賛成とする意見が大勢を占めたようである。また、アンケートの内容が新しい組織を作ることを半ば前提としており、結論をそちらの方へ誘導していると指摘したコメントも複数見られた。

以下、WGIGにより行われたアンケートの日本語訳を掲載する。¹⁰⁰

⁹⁹ <http://www.wgig.org/April-Working-Papers.html>

¹⁰⁰ 原文は<http://www.wgig.org/docs/Questionnaire.09.05.05.pdf>

プロセス/機能 1: 「フォーラム機能」

1. 新たな協定や組織は必要か。

もし必要なら、

2. それはどのような機能を実行すべきか。
 - a) マルチステークホルダーが議論するフォーラムの創設
 - b) 政策（ポリシー）の方向性の決定
 - c) その他の機能
 - d) 上記の組み合わせ
3. それはどのような公共政策問題を取り扱うべきか。
 - a) インターネットに関するすべての課題
 - b) 既存の組織や機構が取り扱っていない課題のみ
4. それはどのような機関とリンクすべきか。
5. それへの財務的補助はどうすべきか。
6. それはどのような構造を持つべきか。
7. それと既存の組織、機関との関係はどのようなものになるのか。

プロセス/機能 2: 「監督機能」

1. 監督と言った際、どのような機能を思い浮かべるか（単純な監査機能か、調停の機能が、政策の指示もしくはその他の機能など）。また、どのような活動範囲であるか。
2. ICANN の政府諮問委員会（GAC）は形を変えて何らかの監督機能を持つべきか。
3. GAC は他の組織に置き換えられるべきか。置き換えられるべきであれば、その組織がどのような機能を持つべきか。
4. 2006 年以降の政府による監督機能は国連の枠組みで行われるべきか。

プロセス/機能 3: 「既存組織の機能と調整」

1. 既存の組織が WSIS の原則により立脚して機能するために、どのような向上がなされるべきか。
2. 既存組織の活動はどのようにすればよりお互いに調整されたものとなるか。
3. 見習うべき既存組織間の調整モデルはあるか。
4. 既存の組織のいずれかが主導的役割を与えられるべきか。

プロセス/機能 4: 「国レベルの機能と調整」

1. 政府はどのようにすれば、自身の意思決定プロセスを国際的インターネットガバナンスに沿わせることができるか。
2. どのようなマルチステークホルダーモデルが見習うべきアプローチとして推奨できるか。

- WGIG 第 4 回（最終）会合（2005 年 6 月 14 日～17 日）

WGIG の最終会合となった本会合では WSIS チュニス会合に向けた最終報告書の内容について議論が行われた。報告書本体については WGIG メンバーにおいて詳細に検討してほぼ合意に達し、残りの各論稿についてはとくにそれ以上議論を重ねることなく「背景資料」とされた。この後 WGIG メンバーの最終チェックを経て、最終報告書の上程に至る。

- WGIG 最終報告書の上程（2005 年 7 月）

上記の過程を経て、最終報告書が国連事務総長宛に上程された。その内容として比較的重要なのは、現在のインターネット運用管理形態に対する公共政策課題の定義と新たなフォーラムの設立の提言、及び今後のグローバルな公共政策と監督機能のメカニズムとして 4 案を挙げたことである。

まず現在のインターネット運用管理形態に対する公共政策課題として報告書内に記述がなされたもののうち、ドメイン名、IP アドレスに関連するものを抜粋した（日本語訳）。現状のインターネットの管理体制への問題提起と言えるだろう。¹⁰¹

15. ルートゾーンファイルとそのシステムの管理

アメリカ合衆国政府による一方的な制御下にある。

- 歴史的な理由により、現行のシステムにおいてはルートゾーンファイルの変更承認にはただ一つの政府しか関与していない。

ルートサーバ運用者との公式な関係が欠けている。

- 現在ルートゾーンの運用者は自身の機能を遂行するにあたって、いかなる当局との公式な関係も結んでいない。

19. グローバルポリシー策定への有意義な参加

¹⁰¹ 原文は<http://www.wgig.org/docs/WGIGREPORT.pdf>

マルチステークホルダーによるガバナンスのメカニズム参加には、相当な障壁がある。

- 透明性、開放性、参加のプロセスに欠如がしばしば見られる。
- 国際間政府組織や他の国際組織への参加が制限されていたり、あるいは費用が非常に高かったりすることがある。特に発展途上国、固有民、市民社会組織、中小企業にとってそうである。
- 国際間政府組織や他の国際組織によるコンテンツが、会員のみで制限されていたり、あるいは禁止同然のコストでのみ提供されていたりすることがある。
- グローバルポリシーミーティングの頻度と場所によって、遠隔地におけるステークホルダーの参加が制限されてしまうことがある。
- グローバルなインターネットポリシー策定に関する複数の分野にまたがる課題に対応する際において、政府、特に発展途上国政府が参加するグローバルなメカニズムが不足している。

21. ドメイン名の割り振り

gTLD に関するポリシーと手続きにおいてさらなる発展の必要がある。

- ドメイン名の管理及びドメイン名空間のさらなる発展のためのポリシーをより発展させていくことが必要で、これは元々この問題が複雑であるせいでもあるが、資源の公平な分配や多言語主義などの重要な課題に対して明らかな影響がある。

22. IP アドレス分配

IP アドレスの割り振りに関しては懸念事項がある。

- 歴史的な理由で、IPv4 アドレスの分配には不均衡が存在する。この問題に関しては RIR の取り組みが既に見られる。IPv6 への移行にあたっては、IP アドレスポリシーによってどの国へもバランスよく IP アドレスの割り振りを受けられるよう保証すべきではないかと感じている国もある。

また、WGIG の最終報告書では全ての参加者が同等の立場で対話を行う場として、新しいフォーラムの設置を提言している。しかしその設置には、既存の関連組織との重複は避け

るべきであるとの留保がつけられた。

WGIG はまた、インターネットガバナンスに関する監督組織モデルを 4 案提示した。それぞれの案について以下に簡単に説明する。

➤ 第 1 案

- 政府及び他関係者の参加の下、グローバルインターネット評議委員会（GIC: Global Internet Council）を創設する。
- GIC は現在米国商務省がインターネットガバナンスにおいて果たしている役割を承継。また、ICANN 政府諮問委員会（GAC）の役割も承継する。
- ルートゾーンファイルの追加、削除、IP アドレス管理、gTLD の追加、ccTLD の再委任などのインターネット資源管理を GIC が監督する。
- SPAM やプライバシー、サイバー犯罪など、インターネットに関する重要な課題に関して公共政策を GIC が策定する。
- インターネットに関連する発展途上国支援に関して、ガイドラインの策定と提供を GIC が行う。
- GIC は国連の配下のもと活動を行う。
- GIC においては政府機関が主導的役割を担い、民間や市民社会は助言機関として GIC に参加する。

➤ 第 2 案

- 特定の監督組織の必要は無い。
- いくつかの政府が懸念を表明している課題に対応するため、ICANN 政府諮問委員会（GAC）の役割を充実させる。
- 全ての関係者が公平な立場で参加可能なフォーラムを創設し、インターネットガバナンスに関する課題を議論する。

➤ 第 3 案

- 国際インターネット評議会（IIC: International Internet Council）を設立し、ICANN/IANA 業務に関連する調整業務を行う。
- IIC はインターネット資源管理に関する公共政策課題及び他政府間組織の管轄外の公共政策課題について取り組む。
- IIC はより広範なインターネット関連の開発面での課題について育成的役割を担う。
- IIC は主導的役割を担い、民間は助言を行う。
- ICANN はホスト国に関する合意を得て国際化する。

- GAC はこれらの施策によって不要となる可能性がある。

➤ 第 4 案

- グローバルインターネット政策評議会（GIPC: Global Internet Policy Council）を設立し、インターネット関連の国際公共政策課題を政府主導で議論する。
- 民間及び市民社会は、オブザーバーとして GIPC に参加する。
- 民間主導の組織として ICANN を国際化（WICANN）し、国連の配下に置く。
- GIPC の中から監督委員会を選出し、WICANN の監督を行う。
- WICANN には政府と民間はオブザーバーもしくは助言者として参加する。
- WICANN はホスト国に関する覚書を取り交わす。
- 政府と民間が同等の立場で参加するフォーラム（GIGF: Global Internet Governance Forum）を設立し、ここでインターネットに関連する公共政策課題について議論と調整を促進する。

最終報告書内ではこれらの案に特に優先順位などはつけず、この後の WSIS での議論に結論は委ねられることとなった。しかしながら、新たなフォーラムを設置するという方向性はこの時点で固まったものと言える。

この最終報告書に関しても IGTF など各団体からコメントが寄せられている。IGTF は新たなフォーラムの設置がほぼ確定の方向になったことを受け、「フォーラムを設置するのであれば、フォーラムの使命、役割を明確に決めるべき。そこで何らかの拘束力のある決定がされるべきではないし、コスト対効果も綿密に検討しておく必要がある。」等のコメントを行った。同様に監督組織モデルについては第 2 案を支持し、現在の仕組みの延長線上で考えるべきとの主張を行った。

日本からは社団法人日本経済団体連合会（経団連）からもコメントが提出¹⁰²された。経団連はIGTFより一歩踏み込んで、フォーラムの設置は賛成の立場を取っているが、「なお、多くの既存組織がこれらの問題を取り扱い、一定の成果を挙げていることを踏まえ、『フォーラム』の事務局として新組織を創設する必要はないものとする。また、『フォーラム』はあくまで議論の場、コンセンサス形成の場として位置づけることが重要であり、そこで結論に強制力を持たせる必要はない。」との留保を付けており、結果的にはIGTFとほぼ同様の主張となった。

¹⁰² <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/065/index.html>

- WSIS 準備会合（2005年9月）

11月のWSIS本会合へ向け、サミット参加国間で激しい議論が交わされた。米国が現状維持を基本とする主張を行う一方で、EUは政府の責任・関与を現状より高めるべきという提案を提出し、途上国側は米国一国がICANN監督機能一手に握っていることへの強い問題意識から「米国一国支配」状態を解消するよう求める発言を行うなど意見はまとまらず、準備会合は時間切れとなり、WSIS本会合直前に交渉を再開することとなった。

- WSIS チュニス会合（2005年11月）

WSIS本会合前に準備会合は再開され、交渉の結果ようやく参加国間での合意が成立し決議案が採択された。結論としては、国際連合管轄でインターネットガバナンスフォーラム(IGF)を設立し、マルチステークホルダーアプローチで最低5年間維持すること、初回会合を2006年にギリシャ・アテネで開催すること、ICANNに関する体制は、米国政府の関与を含めて全て当面現状のまま、ということになり、結果的に米国の主張がほぼ通った形となった。しかし同時に、フォーラムの新設が認められ、全ての国が同等の立場で参加するということ、ccTLDに関する主権は各国にあることなどが最終文書に明記されたことから、ある程度途上国側としても納得できる結論にもなった。

- 今後（2006年）の動き

2006年1月時点でようやくIGFのWebサイトが開設¹⁰³され、2006年2月16日と17日の両日にスイスのジュネーブでIGF開催のための準備会合が開かれた。ここではIGF本会合の日程や事務局のあり方などが議論された。その後、会合の準備のためのマルチステークホルダーグループは必要かどうかや、初回会合で話し合われるべき公共政策課題は何かを問うアンケートが公開されている。このアンケートを受け、約40人で構成されるマルチステークホルダーの助言グループ(Advisory Group)の設置が決定され、2006年4月18日までメンバーの公募が行われている。次回の準備会合は2006年5月19日にジュネーブで予定されており、その後5月22日からは第一回目の助言グループ会合が開かれることになっている。本会合は今のところ2006年10月30日から11月2日まで、ギリシャのアテネで開催されることとなっており、今後も準備会合を重ねつつ、次第に本会合での議題が露わになってくると思われる。

¹⁰³ <http://www.intgovforum.org/>

